

# 第5次御殿場市障害者計画

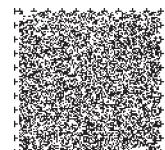
平成30年度～平成34年度  
(2018年度～2022年度)

～概要版～



共に生きる福祉のまちづくり

平成30年3月  
御殿場市



## ① 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

本市では、平成9年度に第1次御殿場市障害者計画「共に生きる福祉のまちづくりプラン」を策定し、「ノーマライゼーション」「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき、障害があってもいきいきと自分らしい生活が送れるよう、施策を推進してきました。

以後5年ごとに計画を見直し、平成24年度に策定した「第4次御殿場市障害者計画」においては、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」、「エンパワメント」の理念を基調に、障害のある人の地域での自立生活と共生社会の実現を図ってきました。

また、社会構造の変化やライフスタイルの多様化など、障害のある人を取り巻く環境は変化しています。障害のある人本人についても家族の高齢化や障害の重度化、多様化など、新たなニーズが出てきています。

本計画は、こうした障害のある人を取り巻く環境の変化や障害のある人のニーズに対応するとともに、国の障害者基本計画及び静岡県の「ふじのくに障害者しあわせプラン」を基本とし、「御殿場市障害福祉計画・障害児福祉計画」との整合を図りながら、本市の障害者福祉施策をより具体的で効率性のある計画として策定するものです。

### 2 計画の期間



本計画は、より長期的な展望を視野に入れつつも、国の「障害者基本計画(第4次)」[計画期間:平成30(2018)年度から平成34(2022)年度]や本市の関連計画の計画期間を踏まえるとともに、社会情勢や法改正への対応を考慮し、平成30(2018)年度を初年度として平成34(2022)年度までの5年間を計画期間とします。なお、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化、障害のある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

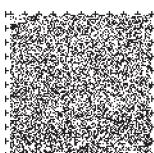
### 3 計画の対象

#### \* 障害者の定義

本計画における「障害者」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病患者等、心身の機能の障害及び社会的障壁により長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者を言います(以下本計画において「障害のある人」と総称します)。

#### \* 計画の対象範囲

本計画に基づいて推進する各種施策の主な対象者は、「障害者の定義」で定義した障害のある人です。また、本計画を推進するためには、すべての市民の理解と協力が不可欠であることから、本計画は、障害のある人をはじめとする全市民を対象とします。



## ② 計画の基本理念

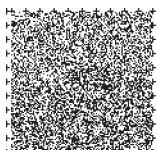
### 1 基本理念

本計画においては、障害のあるなしに関わらず、すべての市民が共に生き、共に暮らす、共に支え合う、「共に生きる福祉のまちづくり」を目指し、障害のある人もない人も、共に暮らし、共に活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」、ライフステージの全ての段階において、持てる能力を最大限に発揮してその人らしく生活できることを目指す「リハビリテーション」、さらに、障害のある人自身が、生活のあらゆる場面において、自己選択、自己決定を実現できるよう、自らが持つ能力を高めることができる「エンパワメント」の考え方を基本理念とします。

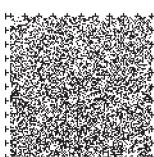
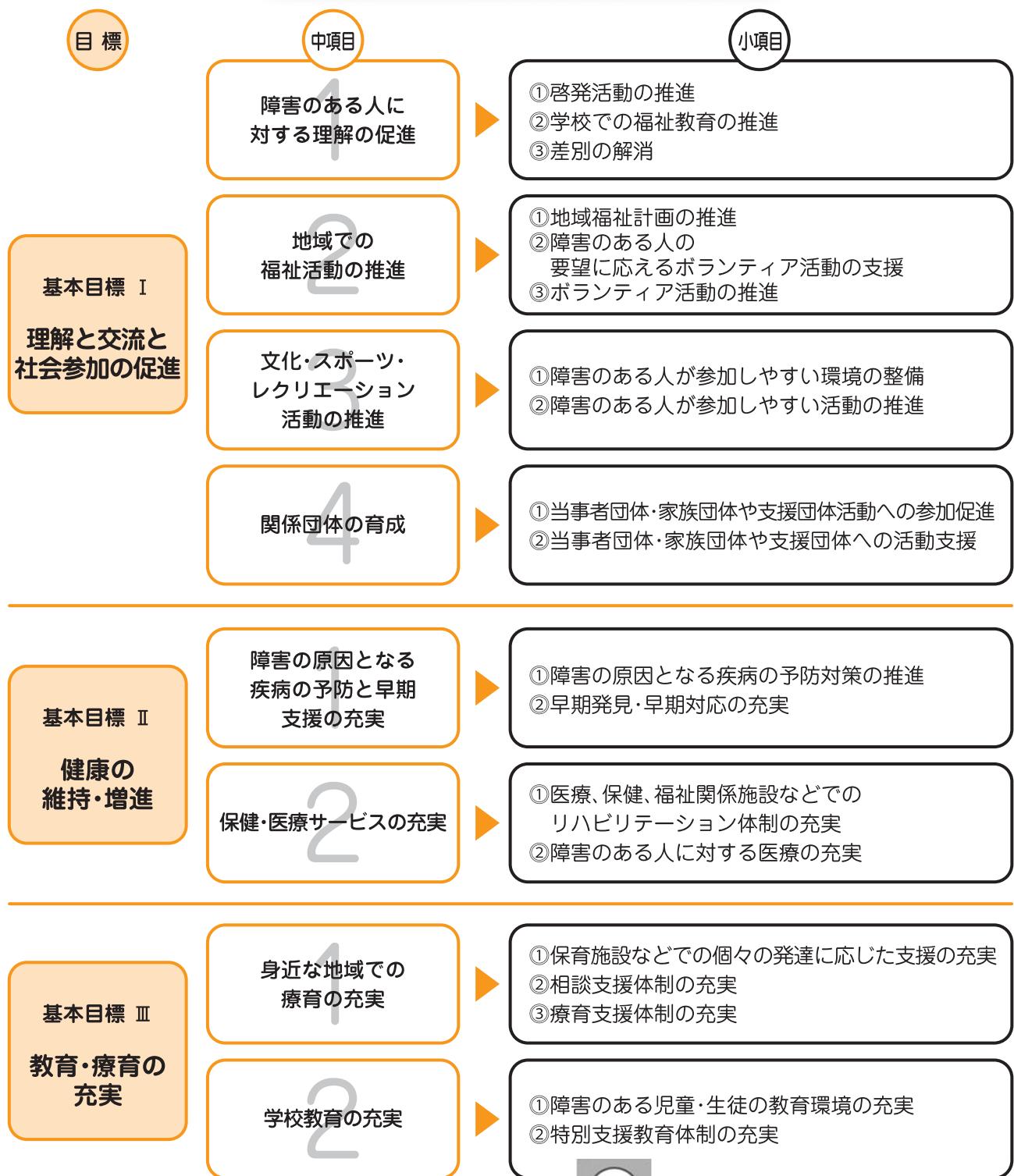


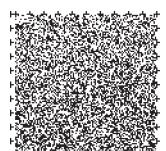
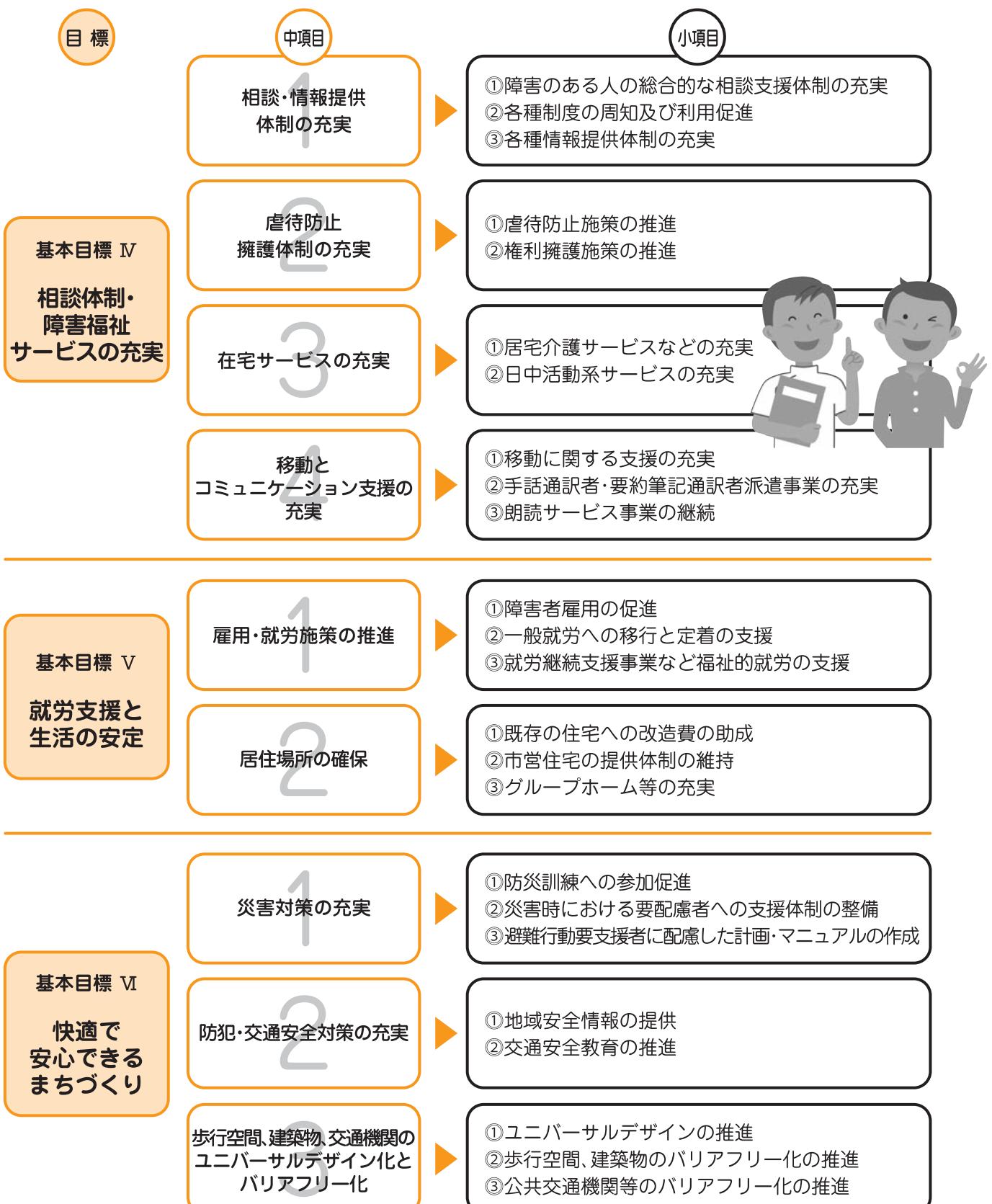
### 2 計画の基本方針

- 障害のある人が、自ら選択し決定することを尊重するという理念のもとに、住み慣れたまちで、基本的な人権を尊重し、その人らしく自立した生活を送ることを目指した計画とします。
- 本計画は、国・県の障害者計画や市の総合計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画、子ども・子育て支援事業計画などと整合性を持った計画とします。
- 本計画は、行政、事業者、市民が三位一体となって施策を推進する計画とします。
- この計画の基本理念を遂行するために、6つの基本目標を掲げます。



### ③ 計画の体系





## ④ 基本目標と活動計画

### 基本目標 I 理解と交流と社会参加の促進

障害のある人とない人が共に理解し、支え合い、市民が共に同じ地域に暮らしていることを実感することができる共生社会を実現するため、広報・啓発活動や福祉教育を通して障害に対する理解を促進し、交流を活発にしていきます。

これらの活動により、障害を理由とする差別の解消に継続的に努めています。

#### (1) 障害のある人に対する理解の促進

1

啓発活動の推進

2

学校での福祉教育の  
推進

3

差別の解消

#### ► 施策の方向

広報紙などにより、障害のある人に対する理解を深め、正しい知識の普及と啓発を行うとともに、幼児教育や義務教育など学校での福祉教育を継続します。

また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮を引き続き実施するとともに、市民に対して正しい知識の普及に努めます。

#### (2) 地域での福祉活動の推進

1

地域福祉計画の推進

2

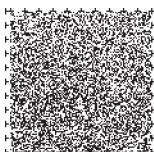
障害のある人の  
要望に応える  
ボランティア活動の支援

3

ボランティア活動の  
推進

#### ► 施策の方向

障害のある人の社会参加を促進するため、地域住民の障害についての認識や理解をより一層深め、お互いに支え合い、主体的に地域の活動へ参加できるよう、ボランティア活動などの取り組みを推進します。



### (3) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

1

障害のある人が  
参加しやすい  
環境の整備

2

障害のある人が  
参加しやすい  
活動の推進

#### ► 施策の方向

障害のある人が自己の選択に基づいて、積極的に文化・スポーツ・レクリエーション活動、学習活動、地域活動などに参加できるよう、支援や環境整備に努めています。

### (4) 関係団体の育成

1

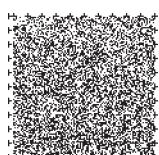
当事者団体・家族団体や  
支援団体活動への  
参加促進

2

当事者団体・家族団体や  
支援団体への  
活動支援

#### ► 施策の方向

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、当事者団体・家族団体や支援団体等の活動への必要な支援や情報提供に努めます。



## 基本目標Ⅱ 健康の維持・増進

障害の原因になる疾病などの予防と早期発見・早期治療は、健やかな暮らしを支える根幹となります。関係機関と密接に連携をとりながら、障害のある人の心身の健康の維持、増進、回復に繋がるよう、ライフステージや心身の状況に応じた支援体制の充実を図っていきます。



### (1) 障害の原因となる疾病の予防と早期支援の充実

1

障害の原因となる  
疾病の予防対策の推進

2

早期発見・早期対応の  
充実

#### ► 施策の方向

障害の原因となる疾病等の予防を図るため、母子保健法・健康増進法などを踏まえ、妊娠期から高齢期に至るまでの各種保健事業の推進を図ります。また、事業の実施にあたっては、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期支援を推進します。

### (2) 保健・医療サービスの充実

1

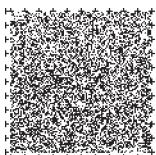
医療、保健、  
福祉関係施設などでの  
リハビリテーション  
体制の充実

2

障害のある人に  
対する医療の充実

#### ► 施策の方向

障害のある人が、リハビリテーションや治療を身近な地域で受けられるよう、保健・医療サービスの充実に努めるとともに、今後も医療費助成制度を継続し、経済的負担の軽減を図ります。



## 基本目標Ⅲ 教育・療育の充実

障害のある人が、身近な地域で継続して障害特性に応じた専門的な支援を受けることができるよう、支援体制の拡充、整備に努めています。また、保健・医療・福祉・子育て・教育等の関係機関等の連携を強化し、ライフステージで途切れることのない一貫した支援の実現を目指します。

### (1) 身近な地域での療育の充実

1

保育施設などの  
個々の発達に応じた  
支援の充実

2

相談支援体制の充実

3

療育支援体制の充実

#### ► 施策の方向

保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、個人の特性に応じた各種支援を受けられるよう、地域における相談・療育の充実を図ります。



### (2) 学校教育の充実

1

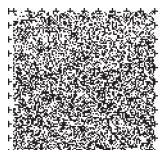
障害のある  
児童・生徒の  
教育環境の充実

2

特別支援教育体制の  
充実

#### ► 施策の方向

特別な支援を必要とする児童・生徒が将来自立した生活が送れるよう、必要に応じた学びの場の確保、教職員等の研修による指導力の向上を図り、それぞれの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。



## 基本目標Ⅳ 相談体制・障害福祉サービスの充実

障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送り、社会活動に参加できるよう、一人ひとりに合ったサービスの充実を進めていきます。

また、相談体制の充実を図ることにより、様々な情報提供を行い、あわせて権利擁護を推進していきます。

### (1) 相談・情報提供体制の充実

1

障害のある人の  
総合的な  
相談支援体制の充実

2

各種制度の周知  
及び利用促進

3

各種情報提供体制の充実

#### ► 施策の方向

一人ひとりの障害の特性や状況、持っている能力、ニーズ等の把握に努め、各分野の関係機関と情報を共有し、必要な情報提供及びサービス利用に関する支援、適切な相談支援が行える体制づくりを推進します。

### (2) 虐待防止・権利擁護体制の充実

1

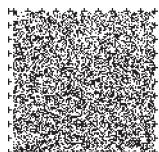
虐待防止施策の推進

2

権利擁護施策の推進

#### ► 施策の方向

障害のある人の、権利や財産を守るために、権利擁護についての周知を図るとともに、虐待防止の周知や養護者への支援等、関係機関と連携し引き続き体制の充実を図っていきます。





### (3) 在宅サービスの充実

1

居宅介護  
サービスなどの充実

2

日中活動系  
サービスの充実

#### ► 施策の方向

障害のある人が、家庭や地域で安心して生活を送るため、相談支援事業所と連携し、個々のニーズの把握に努め、必要なサービスの提供を行います。

### (4) 移動とコミュニケーション支援の充実

1

移動に関する  
支援の充実

2

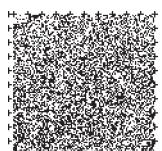
手話通訳者・  
要約筆記通訳者  
派遣事業の充実

3

朗読サービス事業の継続

#### ► 施策の方向

コミュニケーション支援を行う人材育成や団体支援等を行い、障害のある人のコミュニケーション手段の確保に努めます。また、移動とコミュニケーション支援の事業を周知し利用を促進します。



## 基本目標V 就労支援と生活の安定

就労は、障害のある人が地域で安定した生活を送るためには必要なことであり、就労に当たって支援を必要とする場合に、適切な支援ができるよう、関係機関で連携に努めます。

あわせて、安心して生活できる居住場所の確保を図っていきます。



### (1) 雇用・就労施策の推進

1

障害者雇用の促進

2

一般就労への移行と定着の支援

3

就労継続支援事業など福祉的就労の支援

#### ▶ 施策の方向

障害のある人の一般就労への移行を促進し、経済的自立と社会参加を支援します。また、就労継続支援B型事業所などで働く人の収入を増やすため、工賃の向上にも引き続き取り組みます。

### (2) 居住場所の確保

1

既存の住宅への改造費の助成

2

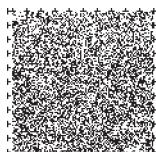
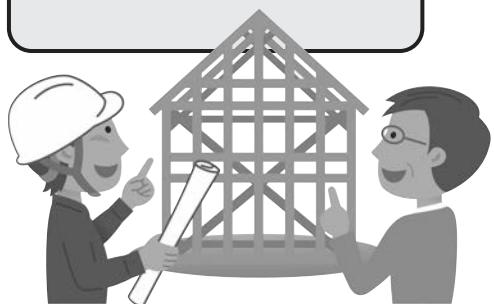
市営住宅の提供体制の維持

3

グループホーム等の充実

#### ▶ 施策の方向

障害のある人が地域で安心した生活を送れるよう、障害のある人の居住場所の確保、バリアフリーに対応した住まいの普及・改善に努めます。



## 基本目標Ⅵ 快適で安心できるまちづくり

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障害特性に配慮した防災体制の見直しを図ります。あわせて、福祉施設や地域の防犯体制の強化を推進していきます。

また、地域の中で快適な生活を送ることができるよう住環境の整備・改善や道路、交通、公共施設などのバリアフリー化について、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方のもと、引き続き整備を進めています。

### (1) 災害対策の充実

1

防災訓練への参加促進

2

災害時における  
要配慮者への  
支援体制の整備

3

避難行動要支援者に  
配慮した  
計画・マニュアルの作成

#### ▶ 施策の方向

災害時に備え、日常からの見守りを視野に入れた関係づくりを推進します。また、日頃から防災無線や市ホームページなどを通じて、防災に関する情報提供の充実を図るとともに、障害のある人の災害時の避難誘導やコミュニケーションの手段の確保について、啓発するとともに準備を進めます。

### (2) 防犯・交通安全対策の充実

1

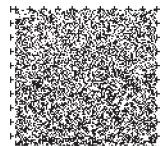
地域安全情報の提供

2

交通安全教育の推進

#### ▶ 施策の方向

障害のある人を犯罪から守るため、防犯体制の整備・充実を推進し、地域生活の安心安全の確保を図ります。また、交通安全についての指導・啓発を行います。



### (3) 歩行空間、建築物、交通機関のユニバーサルデザイン化とバリアフリー化

1

ユニバーサルデザインの  
推進

2

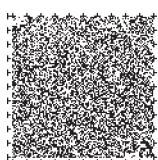
歩行空間、建築物の  
バリアフリー化の推進

3

公共交通機関等の  
バリアフリー化の推進

#### ▶ 施策の方向

福祉のまちづくりを進めるため、建物や道路(歩道)、公共交通機関、公共施設等が、誰もが利用しやすい施設となるよう、整備・改善を推進します。



## ⑤ 計画の推進体制

### 1 計画の進行管理と評価

#### \* 御殿場市障害者計画推進懇話会

障害のある人やその家族のニーズに適合した施策を効率的、効果的に実施するためには、定期的に計画の進捗状況を確認するとともに、社会情勢や国の障害者施策の動向、障害のある人の意識やニーズの変化に対応して施策を展開していくことが大切です。

本計画を円滑に推進するために、障害者団体、事業者、社会福祉施設関係者、ボランティア団体、公共的団体、御殿場市医師会、行政関係機関の代表者で構成する「御殿場市障害者計画推進懇話会」及び「御殿場・小山障害者自立支援協議会」により、定期的に市の取り組みについて評価及び点検を行います。

#### \* 庁内の推進体制の整備

本計画は、本市における今後5年間の障害者福祉施策に関する基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境などの様々な分野にわたっています。

本計画を全庁的に円滑かつ計画的に推進するため、「御殿場市障害者計画推進懇話会」の意見を聞くとともに、庁内連絡会議を開催し、関係各課との連携を図ります。

### 2 関係機関、団体などとの連携

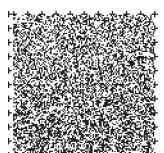
#### \* 当事者団体、ボランティア団体、専門機関、民間事業所などとの連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開する上で、専門機関との協力は必要不可欠です。また、当事者団体、ボランティア団体、地域の民間事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に加え、一般市民の協力は何よりも大切です。施策を進めるために、それら地域関係団体などと相互に連携を図っていきます。

また、あらゆる機会を通じて、障害のある人やその家族などのニーズを把握し、施策に反映させるために、当事者と行政が連携して各種障害者施策を推進していく体制づくりに努めます。

#### \* 国・県との連携

本計画を推進するためには、国や県との連携が必要となります。今後の制度改正等を踏まえ、国や県と連携して本計画を推進するとともに、国や県レベルで対応する課題については積極的に提言や要望を行っていきます。





## 第5次御殿場市障害者計画

平成30年度～平成34年度

(2018年度～2022年度)

### 概要版

発行日

平成30年3月

発 行

御殿場市 健康福祉部 社会福祉課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

電話:0550-82-4238

FAX:0550-84-1046

市ホームページ:<http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/>

